

【中国】データ安全法の制定

海外立法情報課 湯野 基生

* 2021年6月10日、データの開発利用とその安全確保を両立して実現するための原則、制度、保護義務、罰則等を規定するデータ安全法が制定された。

1 背景と経緯

習近平政権では、サイバーセキュリティの確保が重視されているが¹、近年、デジタル経済²が経済発展の新たな原動力として注目されるのに伴い、その基礎的戦略資源となるデータの価値とその安全確保の必要性も認識されるようになった。2018年の全国人民代表大会常務委員会の第13期（2018～2022年）立法計画に盛り込まれたデータ安全法³は、2020年6月、同常務委員会での法案審議が開始され、2021年6月10日に採択公布され（中華人民共和国主席令第84号）、同年9月1日に施行された。

2 概要

(1) 章構成

全7章55か条から成る。第1章：総則（第1条～第12条）、第2章：データの安全及び発展（第13条～第20条）、第3章：データ安全制度（第21条～第26条）、第4章：データ安全保護義務（第27条～第36条）、第5章：政務データの安全及び開放（第37条～第43条）、第6章：法的責任（第44条～第52条）、第7章：附則（第53条～第55条）。

(2) 総則

この法律は、データ処理活動を規範付け、データ安全を保障し、データの開発利用を促進し、個人及び組織の合法的権利・利益を保護し、国の主権、安全、発展の利益を保護するため制定され（第1条）、中国国内でのデータ処理活動及びその安全監督管理に適用される。国外でデータ処理活動を行い、国家安全、公共の利益等を害したとき、法的責任を追及する（第2条）。データとは、情報についての電子又は他の方法による一切の記録であり、データ安全とは、必要な措置によりデータが有効に保護され、合法的に利用される状態を確保し、安全な状態の持続を保障する能力を備えることをいう（第3条）。データ安全の保護には、総合的国家安全観⁴を堅持しなければならない（第4条）。中央国家安全指導機構⁵は、国のデータ安全業務の意思決定や調整に責任を有する（第5条）。国は、個人及び組織の権利・利益を保護し、合理的実効的なデータ利用を奨励し、秩序立ち自由なデータ移転を保障し、デジタル経済の発展を促進

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年9月9日である。

¹ 例えば、ネットワーク安全法（「中华人民共和国网络安全法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY4Mjc2ZjA5M2Q%3D>> 中華人民共和国主席令第53号）が、2016年11月7日に公布され、2017年6月1日に施行された。

² データを核心的な生産要素とし、情報ネットワークや情報通信技術を活用した経済活動をいう。

³ 「中华人民共和国数据安全法」2021.6.10. 中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202106/7c9af12f51334a73b56d7938f99a788a.shtml>>

⁴ 中国語原文は「总体国家安全观」。2014年に習近平政権が新たに提示した安全保障原則。

⁵ 2013年に中国共産党中央委員会により設置され、安全保障を統括する党組織である中央国家安全委員会を指す。

し（第7条）、データ安全ガバナンス、開発利用等での国際交流・協力を進め、国際規則・規格の制定に参画し、越境データ移転を促進する⁶（第11条）。

（3）データの安全及び発展

国は発展と安全を統一的に計画し⁷、データの開発利用と産業発展によりデータ安全を促進し、データ安全によりデータの開発利用と産業発展を保障する（第13条）。国はビッグデータ戦略⁸を実施する（第14条）。国は、データの開発利用による公共サービスのIT化水準向上を支援し（第15条）、データの開発利用とデータ安全の技術研究を支援し、それら分野の技術の推進普及等を奨励し、製品及び産業体系を育成し発展させ（第16条）、データ取引管理制度を構築整備し、データ取引行為を規範付け、データ取引市場を育成する（第19条）。

（4）データ安全制度

国は、データの分類別・等級別保護制度を構築する。重要データの保護を強化し、国家安全等に関わるデータは、国家核心データとして、より厳格な管理制度を実施する（第21条）。国は、国家安全維持等に関わり、規制物資に該当するデータの輸出規制を実施する（第25条）。データ及びその開発利用技術等に関する投資、貿易等の面で、中国に対し差別的な禁止、制限等の措置を採る国又は地域に対し、中国は同等の措置を採ることができる（第26条）。

（5）データ安全保護義務

データ処理活動を行うには、全過程のデータ安全管理制度を構築整備し（第27条）、リスク監視を強化し、リスク発見時には、直ちに対応措置を採り、事件発生時には、措置を採るほか、利用者に通知し、主管部門に報告しなければならない（第29条）。核心情報基盤設備⁹の運営者が中国国内で収集し、生成した重要データの国外持ち出しの安全管理には、ネットワーク安全法の規定を適用する（第31条）。データ取引仲介サービス機構は、データ提供者にデータソースの説明を求め、取引者双方の身分を調べ、記録を残さなければならない（第33条）。公安機関等が国家安全又は犯罪捜査の必要によりデータを取得するとき、厳格な承認手続により行わねばならず、関係組織及び個人は、これに協力しなければならない（第35条）。中国の主管機関は、関係法律及び条約等に基づき、又は平等互惠の原則に従い、データ提供に関する外国の司法又は法執行機関の請求を処理する。中国の主管機関が未承認の場合、国内の組織及び個人は、国内に保存するデータを、外国の司法又は法執行機関に提供してはならない（第36条）。

（6）政務データの安全及び開放

国は、政務データ¹⁰の科学性、正確性等を高め、データにより経済社会の発展に奉仕する能力を向上させる（第37条）。国家機関が職責履行の必要からデータを収集し、使用するとき、職責の範囲内で、法の定める条件及び手順で行い、職責履行中に知った個人のプライバシー等のデータの秘密を保持しなければならない、漏洩し、又は不法に他者に提供してはならない（第38条）。国家機関は、政務データの安全を保障しなければならない（第39条）。

⁶ 2020年9月8日、中国外交部は、データをめぐる主権の尊重等を内容とする、グローバルデータ安全イニシアチブ（「全球数据安全倡议」2020.9.8. 外交部 <<https://www.fmprc.gov.cn/web/wjzbzd/t1812949.shtml>>）を発表した。

⁷ 中国語原文は「统筹发展和安全」。総合的国家安全観の原則の一つであり、2017年の中国共産党第19回党大会では、国家統治の重要原則に加えられ、2020年の第14期5か年計画にも盛り込まれた。

⁸ 2016年の第13期5か年計画では、政府データの公開・共有とビッグデータ産業の発展促進を主な内容とする「国家ビッグデータ戦略」の実施が盛り込まれた。「中华人民共和国国民经济和社会发展第十三个五年规划纲要」2016.3.17. 中国政府网 <http://www.gov.cn/xinwen/2016-03/17/content_5054992.htm>

⁹ 公共通信等の重要分野及び機能喪失時に国家安全等への影響が大きいネットワーク設備や情報システムをいう。

¹⁰ 行政部門がその職務遂行の過程で生成し、又は取得して、一定の形式で記録保存された各種データをいう。